

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○保安林の指定	(森林整備課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(同)	一
○道路の区域変更	(道路課)	一
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	二
○土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	二
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	二
○平成二十七年年度自衛官候補生の募集	(市町村課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	三
○教育委員会定例会の開催		三
○選挙管理委員会		三
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		四
○証票の無効		四

## 告 示

○宮城県告示第七百五十五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 保安林の所在場所  
巨理郡巨理町吉田字砂浜一の四〇
- 指定の目的  
飛砂の防備
- 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び巨理町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### ○宮城県告示第七百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字大森八八の二

#### 二 保安林として指定された目的

魚つき

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

#### ○宮城県告示第七百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 岩沼蔵王線
- 三 道路の区域

変更の区間 岩沼市字東谷地無番地先から 同市小川字新河原無番地先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	五・八〇 二二・八	一四・〇〇 二六・五	一、九九四・〇 一、九九四・〇

○宮城県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 栗原都市計画道路
  - 2 名称 三・三・一号国道幹線
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
  - 1 追加しようとする土地の区域  
栗原市築館字内南沢の一部
  - 2 廃止しようとする土地の区域  
栗原市築館字内南沢の一部
- 三 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）及び栗原市役所（建設部都市計画課）
- 四 縦覧期間  
平成二十七年七月三十一日から平成二十七年八月十四日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
富谷町高屋敷土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
黒川郡富谷町三ノ関字狼沢七十三番地の一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

鳥 山 文 藏 仙台市宮城野区原町三丁目二番五十七号

理事に就任した者

氏 名 住 所

中 島 俊 和 仙台市青葉区宮町三丁目七番四十二号

○宮城県告示第七百六十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示  
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表南三陸農業協同組合の項中

本吉郡南三陸町志津川字大森一番地

を

「本吉郡南三陸町志津川字廻館九十七番地

に改める。」

附 則

この告示は、平成二十七年七月三十一日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年六月二十九日から適用する。

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生（男子及び女子）

二 募集期間

- 1 男子 平成二十七年七月一日（水）から同年八月二十八日（金）まで
- 2 女子 平成二十七年八月一日（土）から同年九月八日（火）まで

三 試験期日

- 1 男子 平成二十七年八月三十日（日）、同年九月十二日（土）、同月十三日（日）、同月十五日（火）、同月十六日（水）、同月十七日（木）、同月二十一日（月・祝）、同月二十二日（火・祝）、同月二十八日（月）、同月二十九日（火）のうちいずれか一日
- ただし、平成二十八年三月高等学校及び中等教育学校卒業予定者は、平成二十七年九月十六日（水）以降
- 2 女子 平成二十七年九月二十五日（金）、同月二十六日（土）、同月二十八日（月）、同月二十九日（火）のうちいずれか一日

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 気仙沼市唐桑町台の下十五番の一部、十七番の一部、二十三番三の一部、三十五番の一部、四十一番の一部、四十二番一の一部、四十二番二の一部、四十三番、四十三番一、四十四番一の一部、四十四番三の一部、四十五番、五十一番の一部、五十二番の一部、五十三番の一部、五十七番四の一部、五十七番五の一部、八十六番の一部、八十九番の一部、九十番の一部、九十二番の一部、九十四番の一部、九十五番二、九十六番、九十九番、百一番一、百一番二、百二番、百三番一、百三番二の一部、百八番の一部、百十二番、百十四番一、百十四番二、百十五番二、百十六番の一部、百十七番の一部、百十八番一の一部、百二十番の一部、百二十一番の一部、百三十七番の一部、百三十八番の一部、百十二番地先の道の一部、百二十一番地先の水の一部、九十六番地先の水の一部、百二十一番地先の道の一部、百三十七番地先の水の一部、五十一番地先の道の一部、四十一番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次の

とおりに招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年七月三十一日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一日 時 平成二十七年八月七日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 平成二十七年政策評価・施策評価について

第三号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

第四号議案 平成二十八年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について

第五号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二一-三六一)

### 選挙管理委員会

〇宮選管告示第九十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設ハート五橋の項の次に次のように加える。

社会医療法人康陽会介護老人保健施設メープル小田原 同 市青葉区小田原八丁目六番二号

附 則

この告示は、平成二十七年七月三十一日から施行する。

〇宮選管告示第九十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十七年七月二十二日以降無効とする。

平成二十七年七月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証 票 番 号

第三号の〇七二